

国十回参議院運輸委員会會議録 第十五号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午後四時七分開会

本日の会議に付した事件
○船舶職員法案(内閣提出)

○委員長(植竹春彦君) これより運輸委員会を開会いたします。船舶職員法案の御審議を願います。前回におきまして質疑が中途で打切られておりますので質疑を続行したいと思います。

○小泉秀吉君 この前質問が殆んど済んだのですが、二、三の事項で重要な点を質問したい点がありますので……
○委員長(植竹春彦君) どうぞ御発言願います。

○小泉秀吉君 第一の質問は、法案の九條の二項に、「海上保安庁長官は、前項の申請があつた場合には、運輸省令で定めるところにより、免許の更新のために必要な範囲において試験を行う。」こういうようにあります。私はこれは本来からいうと、やはり法律に規定するほど重要なものであると思いませんので、運輸省令で定めるその必要の範囲における試験といふものを少し具体的にお示しを願いたいと思います。

○説明員(松平直一君) この問題につきましてはお手許に差上げました資料の十五頁に掲げてございますが、念のためここで御説明申上げます。免許の更新のための試験の内容は体格検査及び学術試験でございますが、これは一般の試験と異なりまして、免許の更新

のために必要な範囲の最小限度にとどめておるわけでございます。で身体検査は精神又は身体に著しい欠陥があるものであつて、船舶職員の職務を行つて不適当なものであるかどうかを審査いたします。その審査に当りましても具体的な事例に即応し、諸種事情を考慮いたしまして、決定し、まあ一定の規準によつて合否を決定するような方法にはよらず、相当幅のある処置をいたしたいと思つております。それから

学術試験のほうは五年の有効期間の間に航海技術その他一般の技術が進歩いたしまして、新らしい知識を必要とする場合、これらの新らしい條約とか、法規とか、技術の進歩に即応した知識を保有しておるかどうかを判定するために行うものでございまして、普通資格を取るときの試験とは全くその意味を異にしておるわけでございます。でなあ免許の更新の申請は、申請前三年間にお船に乗組んだ経験を有しておるものはこういう新らしい知識を当然持つておると認められますし、又こういふ知識を当然保有しておると認められる職にあるものには、この学術試験を免除をいたす予定でございます。

○小泉秀吉君 只今の御説明で当然そういう知識を保有すると認められる者は、例えばこの関係業務の官をやつておるとか、保安庁のそうちの船会社で勤めておるとか、或いは漁船等の船舶士或いは機関士についての受験をつける道を開き、この受験の場合に對しましては、商船大学卒業者に対しましては、一般乗船履歴四年に対し八人、或いは陸上でそういう仕事をしておつたというような人も含むものと

了解してよろしいのでございます
か。

○説明員(松平直一君) お説の通りでござります。
○小泉秀吉君 次にこの附則に關係するのですが、商船大学その他いわゆる認定学校の卒業者の乗船履歴というものがどういうふうな計算になるのか、その点についてはつきりしたお見通しを願いたい。

○説明員(松平直一君) 現行法におきましては第五條二項の規定によつて認定される学校の卒業者に對して、一定の乗船履歴を持つておりますれば、学術試験を免除をしてその資格を與えておつたわけございますが、今度の法律で全部学術試験をいたすことになりましたので、学校の卒業者に對しましては、まあ特別の措置を講じたいとこも思つております。即ち商船大学卒業者に対しましては、甲種二等航海士、甲種二等機関士の資格について試験を受ける場合は、一般乗船履歴四年に対する乗船期間は四倍に計上しております。それから商船高等學校卒業者に對しましては、同じく甲の場合でございまして、この商船大學卒業者のほうの乗船期間は四倍に計上しております。それが、二倍に計算をいたしております。

○説明員(松平直一君) このお手許に差上げました資料の通りにやりたいと思つております。
○小泉秀吉君 最後にもう一つ伺いたいのですが、それは第十九條の関連事項になるのじやないかと思うのです。
○委員長(植竹春彦君) ちょっと速記をとめて……
〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を開始して下さい。
これにて質問は終了したものと認められ起り得ることも考えられるが、船團航行する場合ですね、そういう場合に船舶職員の資格及び員数を軽減しても

ございますが、四倍に計算をいたしましたとこう考えております。

○小泉秀吉君 その他いろいろやはり今仰せになつたような学校以外にもそれと同様の、例えば水産大学とかといふようなところもありますが、そういう大体の基準でおきめになるという意向と了承してよろしくございましょうか。

○説明員(松平直一君) そういうふうにいたしたいと思つります。
○小泉秀吉君 それから只今のこのいわゆる乗船履歴というものについて、この船舶職員法改正に伴う参考資料という政府から御提出になつたものなにかに、乗船履歴新旧対照表というものがありますが、この対照表にあるいわゆる改正法といふところに規定してある、随分これは広汎に数字だけ並べてあります。即ち母船と他の船舶との間に十分緊密な連絡が保たれる限りは、その隨船とそれに附随する船舶との間に十分航行して行くほどの船には船舶職員の資格及び定員を或る程度軽減しても差支えないとこう考へております。それで十九條とおつしやいましたけれども、私どものほうでも十九條の三号というところでこれを踏つて行きたいと、こう考えております。即ち母船と他の船舶との間に十分指揮その他連絡を保つことができるような通信装置とか、或いはその他の装置を備えておるかどうかはその他の装置を備えておるかどうかといふことで、この問題をきめて行きたいと考へております。

○小泉秀吉君 私の質問はこれで全部終了しました。

○委員長(植竹春彦君) ちょっと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を開始して下さい。

これにて質問は終了したものと認められ起り得ることも考えられるが、船團

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) さよう決定いたしました。

それでは討論に入ります。賛否をあらかじめ明らかにした上で討論を願います。又修正の御意見もあるようですがありますから併せてお述べを願います。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(植竹春彦君) ではさよう決
定いたします。
それで朝議は省きますのですが、こ

古いものをときどきそのまま継続しておる。今は更にしてそのまま継続しておる。今回船舶の航行安全を目的としてこの法案が提案されたその経緯に鑑みて誠に結構である。又全面的に賛成をした

いと思うのですが、私どもの考え方から
きものが運輸省令に譲つておるといふ
言ふと、これは相当法文等に上ばすべき
ついてもう少しはつきりすべきである
というので、特にいろいろな質問などを
を申したわけでありますけれども、大
体私の申上げたことは今までの質問
で、ほぼ政府の法律に規定すべきもの
を省令に譲つたというようなことの御
苦心もあるようでありますから、現在
はそれでよいといたしまして、更にこ
の條文の改正その他においてでも、相
当このまま鵜呑みにできないといふよ
うなこともありますので相当大きな修正
正を要しておりますし、この修正をま
一つ勧議として提出したいと思いま
す。

で修正案に対しても私と、同僚仁田
委員との共同提案ということで私が御
説明を申上げたいと思います。これを
御諸々願いたいと思います。

それから第二は、免許の取消し等の員に対する行政処分につきまして、原案の第十條によりますると、單に行政官厅のみの判断によつて行なわれるることとなつておりますが、行政処分ができるだけ慎重な手続によるべきであります。海上保安審議会の制度が幸いにあるのでありますから、その意見を

更に第五に、原案の第二十三條は船舶所有者に對して船内に船舶職員名簿の掲示を命じ、その違反者を第三十二條によりまして処罰をするように案がなつておりまするが、これと同様なことが船員法においては船長に対し船員名簿の備え付けを命じておりまする

更に第八には、附則中の経過規定につきましてであります。その第八は原案では小型船舶に対する船舶職員制度の採用につきまして、総トン数二十トン未満の帆船、漁船などにつきましても適用をすることとして、國家試験を課するようになつておりますが、船員の素質向上を企図することは誠に適切なことでありまするが、資格試験につきまして全面的に適用いたしまることは、必ずしも現状に即しない憾みがあり、即ちなお相当の準備期間を要

いろいろ／＼御検討された修正案であり、又実情に即した修正であると思しますので、賛成いたします。

○委員長(植竹春彦君) それでは討論を終了したことに認めまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) ではさように認めます。

ついては採決に入ります。先ず小泉委員から提出になりました修正案について賛成のかたは挙手をお願いいたし

が、配布せられました修正案は非常に字数の多い部厚なものであります。がために、配布したこの修正案を朗読を省略いたしまして、これをそのまま速記に掲載することにして議事を進めます。

如何でありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決定いたします。

それで朗読は省きますのですが、この修正案につきまして更に小泉委員から御説明をお願いいたします。

○小泉秀吉君 修正を提案する理由をできるだけ簡潔にまとめて開陳して是非御賛同を得たいと思います。

第一はこの免許についてであります。原案の第五條の第二項の規定によりますと、船舶の機関の種類についても免許を限定する必要がある場合に、国家試験に合格したものに対して、その免許の効力を行政処分によって一方的に制限することとなつておりますが、これが私どもは適当でないと存じます。こういう場合に限定せられた資格について試験を行うそれ相應の免許をなすべきであると信じます。これが明らかにするために

聞き、その意見を尊重してなすべきものと信じますので、よつてその旨を同條に第二項を加えて明確にしたわけですが、その点が法律に記載してない。尤もそれは実に複雑でありますから、技術上は法文の中に成案とすることはやや困難であるかとも存じますが、でこれを省令に譲つた場合に、少くとも試験の実施に閑しましても、これら的重要事項につきましては、海上保安審議会の意見を聞くのが妥当であるというが、私どもの見解でありまして、それで原案第十二條以下、この点に関して明文を欠いておりますから、第十四條の中にこれに關しまして新たな條項を加えましたのがやはり第十五條と改めましたようなります。そこで、この点に関して明文を欠いておりまして、それで原案第十二條以下、この点に関して明文を欠いておりますから、第十四條の中にこれに關しまして新たな條項を加えましたのがやはり第十五條と改めましたようなります。

第四には、船舶職員として船舶に乗込ますべきものの資格についての原案第十七條、船舶職員の業務を行ない得るものと規定する原案第二十條は、いずれも船舶の機関の種類を限定した場合の規定を欠いております。それく

第七には、以上六点の修正に関する事項につきましては、附則として罰則の整理、字句の整理、條文の整理などを要すると共に、附則第六項の水先法の改正中に今申上げました修正に関する事項につきましては、修正を要する次第でございまして、お手許に差上げたようなことになつておるのであります。

対する私のどもの理由を述べた次第でござります。是非御賛成を願いたいと思ひます。

が、配布せられました修正案は非常に字数の多い部厚なものであります。がために、配布したこの修正案を朗読を省略いたしまして、これをこのまま速記に掲載することにして議事を進めでは如何であります。うか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決定いたします。

それで朗説は省きますのですが、この修正案につきまして更に小泉委員から御説明をお願いいたします。

○小泉秀吉君 修正を提案する理由を非御賛同を得たいと思います。

第一はこの免許についてであります。原案の第五條の第二項の規定によりますると、船舶の機関の種類につきまして免許を限定する必要がある場合

聞き、その意見を尊重してなすべきものと信じますので、よつてその旨を同條に第二項を加えて明確にしたわけでございます。

第三は、国家試験及びその試験資格の基準等は法律に明記すべき性質であると存じますが、その点が法律に記載してない。尤もそれは実に複雑でありますから、技術上は法文の中に成案とすることはやや困難であるかとも存じますが、でこれを省令に譲つた場合に、少くとも試験の実施につきまして、これらの重要事項につきましては、海上保安審議会の意見を聞くのが妥当であるというのが、私どもの見解でありまして、それで原案第十二條以下、この点に関して明文を欠いておりまするから、第十四條の中にこれに關しまして新たな條項を加えましたのが

度の実施でありまするか、ここに約三年の準備期間を限定しておるのであります。準備期間の処置は、飽くまで経過的処置の性質を持つものでありまするから、普通の立法の例のごとくに修正するのがむしろ妥当であると認めまして、本項及び関係別表の修正をする必要が考えられまして、お手許に差上げたような順序をえたわけでござい

が、配布せられました修正案は非常に字数の多い部厚なものであります。がために、配布したこの修正案を朗読を省略いたしまして、これをそのまま速記に掲載することにして議事を進めでは如何でありますか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決定いたします。

聞き、その意見を尊重してなすべきものと信じますので、よつてその旨を同條に第二項を加えて明確にしたわけでございます。

第三は、国家試験及びその試験資格の基準等は法律に明記すべき性質であると存じます。が、その点が法律に記載していない。尤もそれは實に複雑でありますから、技術上は法文の中に成

で、更に同様の名簿の備え付けは不要であり、又いろ／＼思わない故障の起きることも予想されますので、第二十三條はむしろ削除すべきであるという信念に基いて、これを削除した次第でございます。

第六に、本法適用の特例につきまして、原案の附則第二項は本法制定の要點の一つである新らしい資格定員の制するものと信ずるばかりでなく、この点に関しましては特に水産委員会から委員会が漁船に関するこの種の規定に對しての申入れもございましたので、その点を尊重いたしまして一定の條件の下に試験を免除する特例を設ける必要があるといったしまして、第九條の次に新たに特例の規定を加えるべきであるとしたところでございます。

፩፻፭

○委員長植竹春彦君) 全会一致であります。それではその残りの部分、本法案全部を問題に供します。本法案の残りの部分全部に対しまして、御賛成のかたは举手をお願いいたします。

○委員長(檜竹春彦君) 全会一致であります。よつて本法案は修正の上全会一致を以て可決せられたことを認めます。

それでは例によりまして事後の手続は委員長にお任せ願いまして、多數意見者の御署名をお願いいたします。

<p>事務局側</p> <p>常任委員 会専門員 古谷 善亮君</p> <p>常任委員 会専門員 岡本 忠雄君</p>
<p>〔参考〕</p> <p>船舶職員法案に対する修正案</p>
<p>提案者 小泉 秀吉(社)</p>
<p>仁田 竹一(自)</p>
<p>船舶職員法案に対する修正</p>
<p>船舶職員法案の一部を次のように 修正する。</p>
<p>目次中「〔第四條—第十六條〕」を 「〔第四條—第十七條〕」に、「〔第十七 條—第二三三条〕」を「〔第二二八 条—第二三三条〕」に修正する。</p>

が第五條第一項に掲げる資格別（同條第二項の規定により免許について船舶の機関の種類についての限定をする場合においては、資格別且つ船舶の機関の種類別）に行う。

「八條」に改め、同條を第二十條とする。

第五條の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませた者第三十一條第一号中「第二十條第一項」を「第二十一條第一項又は第三十二條第一項」に、同條第二号中「第十條」を「第十條第一項」に改める。

第三十二條中「第二十二條」、「」を

附則第二項を次のように改める。
二 第十八條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の

規定の適用については、昭和二十九年八月三十日までは、これらの規定中「別表第一」、「別表第二」、「別表第三」、「別表第四又は別表第五」とあり又は「別表第一又は別

表第二」とあるのは「別表第七」と読み替えるものとする。
附則第六項中第五條第三号の改正規定の文を次のように加える。

規定の方は方のよりはかかる
第十四條第二項中「免許を停止さ
れてる」を「業務の停止の処分を
受けたる」に改める。

受けている」に改める。
第二十三條中「停止し」を「業務の停止を命じ」に改める。

された者」を「業務の停止の处分を受けた者」に、同條第二項中「停止する」を「業務の停止を命ずる」に改める。

附則第十二項を附則第十四項と
し、附則第十一項を附則第十二項と

し、同項の次に附則第十三項として次の二項を加える。

によつてした免許の停止の処分は、水先法の改正規定によつてした業務の停止の処分とみなす。こ

岡田	秀吉君	信次君	政府委員
高田	小泉	岡田	
仁田	山縣	竹一君	
内村	勝見君	清次君	
村上	義一君	定義君	
前田	穂君	清一君	
松浦		鈴木	
鈴木		清一君	

第十一條第一項を次のように改める。
海上保安審議会は、前條第二項の規定による意見を決定しようとするときは、公開による聽聞を行わなければならない。
第十一條第二項中「海上保安庁長官」を「海上保安審議会」に改め
る。
第十二條を次のように改める。
（試験の実施）
第十二條 試験は、海上保安庁長官

2 第五條第二項の規定によりその一項を加え、同條を第二十一條とする。

第三項の次に同條第二項として次の規定を加える。

免許について船舶の機関の種類についての限定をされた海技従事者は、その限定をされた種類の機関の船舶でなければ、別表第一又は別表第二の船舶職員の欄に掲げる船舶職員の業務を行つてはならぬ。

が第五條第一項に掲げる資格別（同條第二項の規定により免許について船舶の機関の種類についての限定をする場合においては、資格別且つ船舶の機関の種類別）に行う。

第十四條第一項を次のように改め

試験は、第五條第一項に掲げる資格別（同條第二項の規定により免許について船舶の機関の種類についての限定をする場合においては、

八條」に改め、同條を第二十條とする。

第十八條を第十九條とする。

第十七條第一項中「別表第一」、「別表第三」を「別表第一又は別表第五」に改め、「別表第二」を「別表第六」に改め、「別表第二」を「別表第七」とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條を第十八條とする。

第五條の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませた者を「第一項」に、同條第二号中「第二十條第二項」に、「第二十一條第一項又は第三十一條第一号中「第二十條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

第三十二條中「第二十二條、」を附則第二項を次のように改める。

の場合において、停止の期間は、なお、従前の例による。

附則第十項中「学校」を「学校であつて、運輸省令で定めるものに」に、「試験を受ける場合」を「試験を受ける場合又は現にその学校を卒業している者がその学校を卒業後初めて試験を受ける場合若しくは昭和二十九年八月三十一日までに試験を受ける場合」に改め、同項を第十項とする。

附則第九項の次に附則第十項として次の一項を加える。

10 海上保安庁長官は、この法律施行の際現に左に掲げる船舶において船長の職務を行つてゐる者に対しては、その居住する市町村の長(特別区にあつては特別区の長)のその旨の証明があつた場合限り、昭和二十九年八月三十一日までのその者の申請により、試験を行わないで、小型船舶操縦士の資格についての免許を與えることができる。

11 総トン数二十トン未満の帆船

12 平水区域を航行区域とする帆

13 別表第一を別表第七と、別表第二を別表第六と、別表第三を別表第五と、別表第四を別表第二と、別表第六を別表第三と、別表第七を別表第五とする。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、道路運送法案
一、自動車抵当法案

一、自動車抵当法施行法案 一、道路運送車両法施行法案

道路運送法案

道路運送法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 自動車運送事業(第三條)

第三章 自動車道及び自動車道事業(第四十七條)

第四章 国営自動車運送事業及び

第五條 自動車運送取扱事業(第六條)

第六章 軽車両運送事業(第七條)

第七章 自家用自動車の使用(第八章)

第八章 道路運送審議会(第六十條)

第九章 雜則(第一百二十條~第一百二十七條)

第十章 罰則(第一百二十八條~第一百三十八條)

附則 第一章 総則

(目的) 第一條 この法律は、道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立することにより、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）
1 一般の自動車道とは、この法律で「道路」とは、道路（大正八年法律第五十八号）に

第二條 この法律で「道路運送事業」とは、自動車運送事業、自動車道事業、自動車運送取扱事業及び軽車両運送事業をいう。

第三條 この法律で「自動車道」とは、この法律で「自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、自動車を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

第四條 この法律で「自動車運送事業」とは、一般自動車道をもつばら自動車の交通の用に供する車の交通の用に供する事業をいう。

第五條 この法律で「自動車運送取扱事業」とは、一般自動車道をもつばらその事業用車の交通の用に供する車の交通の用に供する自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をい）、以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

第六條 この法律で「自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で左に掲げる行為を行う事業をいう。

第七條 この法律で「自動車運送事業」とは、他人の名をもつてする自動車運送事業者（自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）による貨物運送の取次又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

第八條 この法律で「自動車運送事業」とは、他人の名をもつてする自動車運送事業者への貨物の運送の委託又は運送貨物の自動車運送事業者からの受取

第九條 この法律で「自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で左に掲げるものと

第十條 この法律で「自動車運送事業」とは、一般の乗合旅客自動車運送事業（旅客を運送する一般自動車運送事業）であつて、第二号及び第三号の自動車運送事業以外のもの

第十一條 この法律で「自動車運送事業」とは、一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業）

第十二條 この法律で「自動車運送事業」とは、一般的乗用旅客自動車運送事業（一号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十三條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十四條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十五條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十六條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十七條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十八條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第十九條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第二十条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第二十一条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第二十二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第二十三条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第二十四条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

第二十五条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第五号）による自動車をいい、「軽車両」とは、同法による原動機付自転車及び軽車両をいう。

よる道路及びその他的一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

第二十六条 この法律で「自動車道」とは、もつばら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道をいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者がもつばらその事業用車の交通の用に供することを目的として設けた道をいい。

第二十七条 この法律で「自動車運送事業」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業者以外のもの）が、一定の事業区域内において、路線を定めないで、自動車を使用して貨物を運送する一般自動車運送事業である。

第二十八条 この法律で「自動車運送事業」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業者以外のもの）が、一定の積載量一トン以下の自動車のみを使用して貨物を運送する一般自動車運送事業である。

第二十九条 この法律で「自動車運送事業」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業者以外のもの）が、最大積載量一トン以下の自動車のみを使用して貨物を運送する一般自動車運送事業である。

第三十条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の旅客を運送する自動車運送事業（特定の旅客又は貨物を運送する自動車運送事業）である。

第三十一条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の旅客を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十二条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十三条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十四条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十五条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十六条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十七条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十八条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第三十九条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十一条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十二条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十三条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十四条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十五条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十六条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十七条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

第四十八条 この法律で「自動車運送事業」とは、特定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業（一定の範囲の貨物を運送する特定の旅客自動車運送事業）である。

の運転者、車掌その他の旅客又は公衆に接する従業員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が従業員であることを表示させなければ、その者をその職務に従事させてはならない。

2 前項に規定するものの外、同項の従業員の服務規律は、運輸省令で定める。

(運転者)

第二十七條 第三條第二項第一号から第三号までの自動車運送事業を經營する者の事業用自動車の運転は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、これをしてはならない。

(小兒の無賃運送)

第二十八條 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する六歳未満の小兒については、旅客一人につき少くとも一人まで無賃で運送しなければならない。

(旅客の禁止行為)

第二十九條 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用す
る旅客は、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他の旅客の迷惑となるおそれがある物
品であつて運輸省令で定めるもの
を自動車内に持ち込み、又は走行中の自動車内でみだりに自動車の運転者に話しかけ、その他運輸省令で定める行為をしてはならない。

2 前項の旅客は、自動車の車掌その他の従業員から乗車券の点検又

は同收のため乗車券の呈示又は交付を求められたときは、これを拒むことができない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券の呈示又は交付を拒んだ旅客又は有効の乗車券を所持しない旅客に對し、その旅客が乗車した区間に對応する運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金の支払を求めることができる。

(省令への委任)

第三十條 この法律に規定するもの以外、自動車運送事業者の交付すべき乗車券又は荷物切符、事業用自動車に掲示すべき事項その他の旅
客又は荷主の利便の確保のために
自動車運送事業者が遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

(会計)

第三十一條 自動車運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について運輸省令で定めることに従い、その会計を処理しなければならない。

(公衆の利便を阻害する行為の禁
止等)

第三十二條 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に対し、不当な運送條件によることを認め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

4 取扱をしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならない。聽聞に際しては、当該自動車運送事業者に対し、意見述べ、及び証拠を提出する機会が與えられなければならない。

(事業改善の命令)

第三十三條 運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事實があると認めるときは、自動車運送事業者に對し、左に掲げる事項を命ずることができる。

1 事業計画を変更すること。

2 運賃、料金又は運送約款を変更すること。

3 自動車その他の輸送施設を改善すること。

4 他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同經營又は運輸に関する協定をすること。

5 旅客又は貨物の円滑な輸送を確保するための措置を講ずること。

6 旅客又は貨物の運送に關し支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

2 前項第四号の場合において、當事者が收得し、又は負担すべき金額その他協定の細目は、当事者間

3 の協議により定める。

3 前項の協議がとのわないと
き、又は協議することができないときは、運輸大臣は、申請により裁定する。

4 前項の規定による裁定中当事者が收得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

5 前項の訴においては、協定の他の当事者を被告とする。

(運送に関する命令)

第三十四條 運輸大臣は、当該運送事業者が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、且つ、当該運送を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に對し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送條件を指定して運送を命じ、又は旅客苦しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものには、これによつて必要となる補償を命ずることができる。

2 前項の規定による命令で次條の規定による損失の補償を伴うものには、これによつて必要となる補償を命ずることができる。

(損失の補償)

第三十五條 前條第一項の規定によ
る命令により損失を受けた者に対する命令によつて、その損失を補償する。

2 前項の規定による補償の額は、

当該自動車運送事業者がその運送を行つたことにより通常生ずべき損失の額とする。

3 前二項に規定するものの外、損失の補償に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(名義の利用、事業の貸渡等)

第三十六條 自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 自動車運送事業者は、事業の貸渡その他のいかなる方法をもつてするかを問わず、自動車運送事業を他人にその名において經營させてはならない。

(事業用自動車の貸渡)

第三十七條 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けるなければならない。

2 運輸大臣は、その貸渡によつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(事業の管理の受委託)

第三十八條 自動車運送事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の許可をしよ
うとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

1 当該事業を繼續して運営するために必要であること。

2 受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受等)

第三十九條 自動車運送事業の譲渡

及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けない。

3 それは、その効力を生じない。但し、自動車運送事業者たる法人と自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において、自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第六條の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車運送事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

3 第六十條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続）

4 第四十條 自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続）

5 第四十一条 自動車運送事業者が二人以上ある場合においてその協議により當該自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の經營していいた自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の認可を受けなければならぬ。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした自動車運送事業の免許は、その相続人に対してもとみなす。

3 第六十條の規定は、第一項の認可について準用する。

（事業の停止及び免許の取消）

第三条 第四十二条 自動車運送事業者は、左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る免許に基く権利義務を承継する。

3 第四十一條 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しよとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、當該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

3 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてするこ

とができない。

4 第二項の規定は、道路又は橋りょうの損壊その他正当な事由に基づく事業の休止又は廃止については適用しない。

5 第四十二条 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を當業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

（法人的解散）

第三条 第四十二条 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を當業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 第四十二条 自動車運送事業者は、その旨を當業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

3 第四十二条 自動車運送事業者は、前項の認可について準用する。

（事業の停止及び免許の取消）

第三条 第四十三条 自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期

間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

1 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

2 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事業を実施しないとき。

3 第六條第二項第一号、第三号又は第四号に該当することとなるとき。

4 第四十四条 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

（免許の失効）

第三条 第四十四条 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

（免許）

第三条 第四十五条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

2 第四十五条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

3 第四十五条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

（特定自動車運送事業の特則）

第三条 第四十六条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

2 第四十六条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

3 第四十六条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

（特定自動車運送事業の特則）

第三条 第四十七条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

2 第四十七条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

3 第四十七条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

（特定自動車運送事業の特則）

第三条 第四十八条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

2 第四十八条 第七條の期日又は期間内に運輸を開始しないとき。

た者又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、第四條第一項、第二十條、第二十一條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第三十三條第一項第四号及び第二項から第五項まで、第三十六條、第三十七條及び第四十三條の規定の適用については、運輸大臣の指定する種類及び事業区域について通運事業のためにする貨物自動車運送事業事業の免許を受けた者とみなす。

3 運輸大臣及び建設大臣は、申請者に對し、前三項に規定するもの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 運輸大臣及び建設大臣は、申請者に對し、前三項に規定するもの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

（免許基準）

第三条 第四十九條 運輸大臣及び建設大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

1 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

2 当該事業の路線の選定が当該事業の目的に適合するものであること。

3 当該一般自動車道の規模が当該地区における交通需要の量及び性質に適合するものであること。

（免許申請）

第三条 第五十條 第四十九條に規定する申請書を提出しなければならない。

1 予定する路線

2 省令で定める事業計画

3 当該事業の經營が運輸上必要である理由

4 当該事業の開始のための工事の要否

2 前條第三項の規定により通行する自動車の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、通行させようとする自動車の範囲をあわせて記載しなければならない。

3 申請書には、一般自動車道の路線図及び事業の施設、事業収支見積その他省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣は、申請者に對し、前三項に規定するもの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

5 前各号に掲げるものの外、当該事業の計画が当該事業の長期にわたる経営の遂行上適切なものであること。

6 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により審査した結果、そ

申請が同項の基準に適合していると認めたときは、左の場合を除いて、自動車道事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が自動車道事業の免許の取消を受け、取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が當業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁錮者である場合において、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるとき。

四 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前三号の一に該当する者であるとき。

(工事施工)
第五十条 自動車道事業の免許を受けた者(以下「自動車道事業者」という。)は、一般自動車道の構造及び設備についての工事方法を定め、運輸大臣及び建設大臣の指定する期間内に、工事施工の認可を申請しなければならない。但し、当該事業の用に供する一般自動車道が工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の申請があつたときは、その工事方法が事業計画及び次條に規定する基準に適合しないと認める場合

を除く外、工事の着手及び完成の期間を指定して、前項の認可をしなければならない。

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項の期間内に認可を申請することができないときは、運輸大臣及び建設大臣は、申請により期間を伸長することができる。

(一般自動車道の技術上の基準)

第五十一条 一般自動車道は、道路、鉄道又は軌道と平面交さをすることができる。但し、交通の量が少い場合その他特別の事由がある場合で、省令で定める設備を設けるときは、この限りでない。

2 一般自動車道は、その幅員、および、曲線、見とおし距離、通信設備その他の構造及び設備について省令で定める技術上の基準に従わなければならない。

(工事の着手)

第五十二条 自動車道事業者は、工事施工の認可を受けたときは、第五十一条第二項の工事の着手の期間内に、一般自動車道の工事に着手しなければならない。

2 第五十一条第三項の規定は、前項の期間について準用する。

3 自動車道事業者は、第一項の工事に着手したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(路線等の公示)

第五十三条 運輸大臣及び建設大臣は、第五十一条第一項の規定により一般自動車道の工事施工の認可をしたときは、路線、幅員その他の省令で定める事項を公示しなければならない。

ならない。

(工事方法の変更)

第五十四条 自動車道事業者は、工事方法を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受ければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の方法の変更によって事業計画及び第五十一条の基準に適合しなくなると認める場合を除く外、前項の認可をしなければならない。

3 自動車道事業者は、第一項但書の工事方法の変更をしたときは、運輸大臣に届け出なければならない。

(工事方法変更の命令)

第五十五条 運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(工事の実行)

第五十六条 自動車道事業者は、工事施工の認可を受けたときは、第五十一条第二項の工事の着手の期間内に、一般自動車道の工事に着手しなければならない。

2 第五十一条第三項の規定は、前項の期間について準用する。

3 自動車道事業者は、第一項の工事に着手したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(工事の完成)

第五十七条 自動車道事業者は、第五十一条第二項の工事の完成の期間内に、一般自動車道の工事を完成しなければならない。

臣の検査を受けなければならぬ。

い。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車道の構造及び設備が、第五十一条第二項の規定による検査の合格があつたときは、変更があつたものに合致し、且つ、工事を要しなかつた部分につき事業計画及び第五十一條の規定による変更があつたときは、これを合格としなければならない。

3 第五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合について準用する。

(事業の再開検査及び供用開始)

第六十条 自動車道事業者は、現に休止している自動車道事業の全部又は一部を再開しようとするとときは、これを合格としなければならない。

2 自動車道事業者は、一般自動車道について前項の検査の合格があつたときは、これを合格としなければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道の供用を開始したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(構造設備の検査及び供用開始)

第五十八条 自動車道事業者は、一般自動車道の工事を必要としない場合及び第五十一條の基準に適合するかどうかについて、運輸大臣が指定する期間内に、一般自動車道の構造及び設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するかどうかについて、運輸大臣及び建設大臣の検査を受けなければならぬ。

2 第五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合について準用する。

(使用料金)

第六十一条 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適利潤を含むものであること。
二 特定の使用者に対し不正当な差別的取扱をするものでないこと。
三 使用者の使用料金を負担する能力にかんがみ、使用者が当該事業を利用することを困難にす

とができる。

2 第五十七条第二項の規定は、前項の検査の場合について準用する。

3 第五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合について準用する。

(一部検査及び供用開始)

第六十二条 自動車道事業者は、一部検査及び供用の開始があつた場合について準用する。

2 前項第三項及び第四項の規定は、前項の検査の合格があつた場合及び供用の開始があつた場合について準用する。

3 使用者の使用料金を負担する能力にかんがみ、使用者が当該事業を利用することを困難にす

るおそれがないものであることを。

3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

(供用約款)

第六十二条 自動車道事業者は、供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(保安上の供用制限)

第六十三条 自動車道事業者は、通行する自動車の重量その他省令で定める保安上の供用制限を定め、運輸大臣及び建設大臣の認可を受ける。

2 第十二條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十五条 自動車道事業者は、左の場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。
一 当該供用の申込が第六十二条の規定により認可を受けた供用約款によらないものであるとき、
二 当該供用の申込が第六十三条の規定により認可を受けた供用制限に該当するとき、
三 当該供用に関する使用者から特別の負担を求められたとき、
四 当該供用により他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき、
五 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき、
六 天災その他のやむを得ない事由により自動車の通行に支障があるとき。

第六十六条 第五十四条の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の構造又は設備の変更をする場合について準用する。

第六十七条 第五十四条の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の構造又は設備の変更をする場合について準用する。

第六十八条 自動車道事業者は、一般自動車道をその構造及び設備が事業計画及び第五十一條の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 自動車道事業者は、省令で定める方法に従い、一般自動車道を検査しなければならない。

3 自動車道事業者は、一般自動車道が天災その他の事由により自動車の通行に支障を生じたときは、直ちにその通行の禁止その他適切を受けなければならない。但し、營業所の名称その他省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4 自動車道事業者は、前項の場合には、遅滞なく省令で定める事項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

5 自動車道事業者は、道路交通事故金等の掲示による料金、使用約款及び前條の規定により認可を受けた事項を営業所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

一 事業計画の変更

第六十九条 自動車道事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の認可を受ける。

2 第二項の規定は、前項の規定により自動車道の通行効率の著しい低下を来さないものであること。

(使用料金等の掲示)

第六十条 自動車道事業者は、使

の利便を害することとなるおそれがないものであること。

二 事業計画の変更によつて当該一般自動車道の規模が当該地区における交通需要の量及び性質に適合しなくなるおそれがないものであること。

三 自動車道事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(構造又は設備の変更)

第六十一条 第五十四条の規定は、自動車道事業者が一般自動車道の構造又は設備の変更をする場合について準用する。

第六十二条 第五十四条の規定は、自動車道事業者は、第一項の規定により立入又は使用しようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

2 自動車道事業者は、前項の規定により立入又は使用しようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による立入又は使用しようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除く外、あらかじめ、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定に基づいて補償すべき損失は、第一項の規定による立入又は使用により通常生ずべき損失とする。

5 第三項の規定による補償について協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、都道府県知事は、申請により裁定する。

6 前項の規定による裁定に係る補償金額について不服のある者は、その裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴をもつてそ

号)の規定にかかるらず、政令で定める道路標識を設置しなければならない。

6 一般自動車道を通行する自動車は、前項の道路標識の表示に従わなければならぬ。

(土地の立入及び使用)

第六十九条 自動車道事業者は、一般自動車道に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

(事業改善の命令)

第七十条 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

1 事業計画又は第六十三条の供用制限を変更すること。

2 一般自動車道の構造又は設備を改善すること。

3 事業計画又は第六十三条の供用制限を変更すること。

4 一般自動車道の構造又は設備を改善すること。

5 一般自動車道の構造又は設備を改善すること。

6 一般自動車道の構造又は設備を改善すること。

7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

ある。但し、裁定のあつた日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(事業改善の命令)

第七十条 運輸大臣及び建設大臣は、自動車道事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

1 事業計画又は第六十三条の供

用制限を変更すること。

2 一般自動車道の構造又は設備

を改善すること。

3 事業計画又は第六十三条の供

用制限を変更すること。

4 一般自動車道の構造又は設備

を改善すること。

5 一般自動車道の構造又は設備

を改善すること。

6 一般自動車道の構造又は設備

を改善すること。

7 前項の訴においては、当該事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(免許の失効)

第七十一条 左の場合には、自動車道事業の免許は、その効力を失う。

1 第五十條第一項及び第三項の期間内に工事施行の認可を申請しないとき。

2 第五十條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

3 第五十二條第一項の期間内に工事に着手しないとき。

4 第五十八條の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。

5 第五十二條第一項の期間内に

申請により不認可の処分を受けたとき。

6 第五十二條第一項の期間内に

申請により不認可の処分を受けたとき。

7 前項の規定による裁定に係る補

償金額について不服のある者は、

その裁定のあつたことを知つた日

から六箇月以内に、訴をもつてそ

の金額の増減を請求することがで

一 事業計画の変更によつて公衆に見易いように掲示しなければならない。

二 第五十二條第一項の期間内に申請により不認可の処分を受けたとき。

三 第五十二條第一項の期間内に申請により不認可の処分を受けたとき。

四 第五十八條の規定による検査により不合格の処分を受けたとき。

五 事業の廃止の許可を受けたと

同で使用している者は、法施行の日から三箇月間は、法第百條の規定による許可を受けないでも、当該自動車を共同で使用することができる。

(第三條 自動車は、抵当権の目的とすることができる。)

(物上保証人の求償権)

(第九條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当自動車の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対し受けることができる。)

(第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した自動車(以下「抵当自動車」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。)

(第五條 抵当権の内容)

(第六條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した自動車(以下「抵当自動車」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。)

(第七條 抵当権の順位)

(第八條 抵当権の効力の及ぶ範囲)

(第九條 数個の債権を担保するため同一の自動車につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。)

(第十條 数個の債権を担保するため同一の自動車につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。)

(第十一條 同一の自動車について抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十條第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。)

(第十二條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権行使することができる。)

(第十三條 抵当権者は、債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合においてその最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金と通算して二年分をこえることができない。)

(第十四條 抵当自動車を取得した第三者が抵当自動車につき必要費又は有益費を出したときは、民法第二百九十六条の区別に従い、抵当自動車の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。)

(第十五條 抵当権者は、抵当自動車の代価で弁済を受けない債権の部分についてのみ他の財産から弁済を受けることができる。)

(第十六條 抵当権者は、抵当自動車の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。)

(第十七條 抵当権者は、前條後段の通知を受けたときは、その自動車に對して、直ちに、その権利を実行することができる。)

(第十八條 債務者は、債務者及び当権設定者に對しては、その担保する債権と同時に、時効によつて消滅しない。)

(第十九條 債務者は、債務者及び当権設定者以外の者が抵当自動車につき取得時効に必要な條件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。)

(第二十条 自動車は、質権の目的とすることはできない。)

(第二十一条 質権設定の禁止)

(第二十二条 自動車は、質権の目的とすることはできない。)

(第二十三条 自動車抵当法施行法案)

(第二十四条 鉄道抵当法の改正)

(第二十五条 法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(第二十六条 第四條第三項但書を次のように改める。)

(第二十七条 但し不動産ニ関スル権利ニ付其ノ登記ナキトキ又ハ自動車ノ抵当権ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ)

(第二十八条 第三十六條第一項中「管轄登記所ニ通知」を「管轄登記所又ハ管轄

同で使用している者は、法施行の日から三箇月間は、法第百條の規定による許可を受けないでも、当該自動車を共同で使用することができる。その者が、その期間内に法第百條の許可の申請をした場合において、許可があつた旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までも同様とする。

(道路運送に関する団体の届出)

(第二十九條 法施行の際現に法第二百五十五条の団体に相当する団体であるものは、法施行の日から三十日以内に、省令で定めるところにより、運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣に届け出なければならない。

(附則)

この法律は、法施行の日から施行する。但し、第八條の規定は、公布の日から、第九條及び第十條の規定は、昭和二十六年六月三十日から施行する。

(自動車抵当法案)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、自動車に関する動産信用の増進により、自動車運送事業の健全な発達及び自動車による輸送の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第二号)による登録を受けた自動車で、軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものをいう。

(抵当権の目的)

(第三條 自動車は、抵当権の目的とすることができる。)

(第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した自動車(以下「抵当自動車」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。)

(第五條 抵当権の内容)

(第六條 抵当権の得喪及び変更は、道路運送車両法に規定する自動車登録原簿に登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(第七條 抵当権の効力の及ぶ範囲)

(第八條 抵当権者は、債務の弁済を受けるまでは、抵当自動車の他の物に対しても、これを行使することができる。この場合においては、その払渡し又は引渡し前に対し押さなければならない。

(第九條 抵当権者は、債務の弁済を受けるまでは、抵当自動車の他の物に対しても、これを行使することができる。この場合においては、その払渡し又は引渡し前に対し押さなければならない。

(第十條 数個の債権を担保するため同一の自動車につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。)

(第十一條 同一の自動車について抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十條第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。)

(第十二條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権行使することができる。)

(第十三條 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合においてその最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金と通算して二年分をこえることができない。)

(第十四條 前項の規定により抵当権を実行することができる。

(第十五條 抵当権者は、前條後段の通知を受けたときは、その自動車に對して、直ちに、その権利を実行することができる。)

(第十六條 陸運局長は、前項の規定により抵当権の実行することができる期間内及び抵当権の実行終るまでの期間内は、第一項の自動車についてまつ消登録をすることができる。)

(第十七條 競落を許す決定が確定したときは、第一項の自動車について道路運送車両法第十六條の規定による申請がなかつたものとみなす。)

(第十八條 時効による消滅)

(第十九條 債務者は、債務者及び当権設定者に對しては、その担保する債権と同時に、時効によつて消滅しない。)

(第二十条 債務者は、債務者及び当権設定者以外の者が抵当自動車につき取得時効に必要な條件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。)

(第二十一条 質権の目的とすることはできない。)

(第二十二条 質権設定の禁止)

(第二十三条 自動車抵当法施行法案)

(第二十四条 鉄道抵当法の改正)

(第二十五条 法律第五十三号)の一部を次のように改める。

(第二十六条 第四條第三項但書を次のように改める。)

(第二十七条 但し不動産ニ関スル権利ニ付其ノ登記ナキトキ又ハ自動車ノ抵当権ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ)

(第二十八条 第三十六條第一項中「管轄登記所ニ通知」を「管轄登記所又ハ管轄

陸運局長ニ通知」に改め、同項但書を次のように改める。

但シ第二号ノ場合ニテハ新ナル管轄登記所ニ、第三号ノ場合ニテハ新ナル管轄陸運局長ニノミ通知スベシ

第三十六條第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 道路運送車両法（昭和二十一年法律第二号）ニ依ル

自動車ニシテ軽自動車及二輪ノ小型自動車以外ノモノガ新

ニ鉄道財團ニ属シタルトキ

第三十六條第二項中「第三号」を

「第四号」に改める。

第三十七條第一項中「第三号」を

「第四号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ陸運局長ガ前條第一号又ハ第三号ノ通知ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

（工場抵当法の改正）

第二條 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二号）ニ依ル自動車ニシテ軽自動車及二輪ノ小型自動車以外ノモノ（以下自動車ト称ス）ハ同法ニ依

リ登録ヲ受クルニ非ザレバ工場財團ニ属セシムルコトヲ得ズ

第二十三條第四項中「工業所有権」の下に「又ハ、自動車」を加え、「特許局」を「特許庁又ハ管轄陸運局長」に改める。

（経過規定） 第四條 この法律施行の際、現に鐵道運送車両法（昭和二十一年法律第二号）ニ依ル自動車ニシテ軽自動車及二輪ノ小型自動車以外ノモノ（以下自動車ト称ス）ハ同法ニ依

リ登録ヲ受クルニ非ザレバ工場

財團ニ属セシムルコトヲ得ズ

第二十三條第四項中「工業所有

権」の下に「又ハ、自動車」を加え、「特許局」を「特許庁又ハ管轄陸運

局長」に改める。

第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條ノ二 前三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十八條第二項及び第三項中「又ハ特許局」を「特許庁又ハ陸運局長」に改める。

第三十條中「競売申立ノ登記」の下に「又ハ登録」を加える。

第三十一條中「仮処分ノ登記」の下に「又ハ登録」を加える。

第三十二條中「登記」の下に「又ハ登録」を加える。

第三十三條第二項中「及第三項」を「乃至第四項」に、「登記簿謄本」を「登記簿又ハ登録ニ関スル原簿」に改める。

第三十七條第二項中「及第三項」を「乃至第四項」に、「登記簿謄本」を「登記簿又ハ登録ニ關スル原簿」に改める。

第三十九條第四項中「工業所有権」の下に「若ハ自動車」を加え、「特許局」を「特許庁又ハ陸運局長」に改める。

第四十七條第一項中「又ハ工業所有権」を、「工業所有権又ハ自動車」に、「又ハ特許局」を「特許庁又ハ管轄陸運局長」に改める。

第四十七條第一項中「又ハ工業所有権」を、「工業所有権又ハ自動車」に、「又ハ特許局」を「特許庁又ハ管轄陸運局長」に改める。

前項ノ規定ハ陸運局長ガ前條第一号又ハ第三号ノ通知ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

（特許局の改正）

第三條 農業動産信用法施行令（昭和八年勅令第三百七号）の一部を

次のように改正する。

第一條但書中「第五号」を「第五号及第六号」に改め、第五号の次に次の一号を加える。

六 道路運送車両法（昭和二十一年法律第二号）ニ依ル自動車ニシテ軽自動車及二輪ノ小型自動車以外ノモノ（以下自動車ト称ス）ハ同法ニ依

リ登録ヲ受クルニ非ザレバ工場

財團ニ属セシムルコトヲ得ズ

第二十三條第四項中「工業所有

権」の下に「又ハ、自動車」を加え、「特許局」を「特許庁又ハ管轄陸運

局長」に改める。

道抵当法による鉄道財團に属して

いる自動車（道路運送車両法によ

る自動車で軽自動車及び二輪の小

型自動車以外のもの）をいう。以下

同じ。）については、この法律の規

定による改正前の鉄道抵当法の規

定を適用する。但し、その自動車

について次項の規定による鉄道財

團目録の表示の変更の登録をした

後は、この限りでない。

前項本文の自動車の所有者は、

その自動車が道路運送車両法によ

る登録を受けたときは、鉄道財團

目録に記載された自動車の表示の

変更の登録を申請しなければなら

ない。

前項の変更の登録の申請書に

は、当該自動車登録原簿の謄本を

添付しなければならない。

第二項の変更の登録をした場合

には、運輸大臣は、その自動車が

鉄道財團に属している旨を管轄陸

運局長に通報しなければなら

第 第二条 号による自動車交通事

業財團について準用する。

第六條 この法律施行の際、現に登

記ある農業動産信用法（昭和八年

法律第三十号）による抵当権で自

動車を目的とするものは、この法

より法の規定によるものとみなさ

れた抵当権が設定されているとき

は、これらの抵当権の順位は、第

一項の登記の前後による。

第二項の規定により法の規定に

よるものとみなされた抵当権は、

法の規定による抵当権に優先す

る。

第二項の登記は、自動車抵当法

（昭和二十六年法律第二号）

以下「法」という。）の規定に準じ、

第二項の登記を受けたときは、

登記簿の記載事項を自動車登録原

簿に記載することによつて行う。

第二項の登記を受けたものは、法の規定による登記の申請をすること

ができる。

第七條 法施行の際、現に存する質

及び抵当権の実行の終までの間

は、抵当権は、なおその効力を有

するものとみなす。

数個の債権を担保するため同一

の自動車について第四項の規定に

より法の規定によるものとみなさ

れた抵当権が設定されているとき

は、これらの抵当権の順位は、第

一項の登記の前後による。

第二項の規定により法の規定に

よるものとみなされた抵当権は、

法の規定による抵当権に優先す

る。

第二項の規定により、なお効力を有

する質権は、法の規定による抵

当権に優先する。

第八條 登記税法（明治二十九年法

律第二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第三條ノ五の次に次の一條を加

える。

第三條ノ六 自動車ノ抵当権ニ関

する旨の登記を受けたときは、法の規定による抵当権に優先する。

第一抵当権ノ取得

二 債権金額 千分ノ三

二 抹消シタル登録ノ回復

二 自動車每一両 金十五円

三 登録ノ更正、変更又ハ抹消

（担保附社債信託法の改正）

及び抵当権の実行の終までの間

は、抵当権は、なおその効力を有

するものとみなす。

数個の債権を担保するため同一

の自動車について第四項の規定に

より法の規定によるものとみなさ

れた抵当権が設定されているとき

は、これらの抵当権の順位は、第

一項の登記の前後による。

第二項の規定により法の規定に

よるものとみなされた抵当権は、

法の規定による抵当権に優先す

る。

第二項の規定により、なお効力を有

する質権は、法の規定による抵

当権に優先する。

第八條 登記税法（明治二十九年法

律第二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第三條ノ五の次に次の一條を加

える。

第三條ノ六 自動車ノ抵当権ニ関

する旨の登記を受けたときは、法の規定による抵当権に優先する。

第一抵当権ノ取得

二 債権金額 千分ノ三

二 抹消シタル登録ノ回復

二 自動車每一両 金十五円

三 登録ノ更正、変更又ハ抹消

（担保附社債信託法の改正）

及び抵当権の実行の終までの間

は、抵当権は、なおその効力を有

するものとみなす。

数個の債権を担保するため同一

の自動車について第四項の規定に

より法の規定によるものとみなさ

れた抵当権が設定されているとき

は、これらの抵当権の順位は、第

一項の登記の前後による。

第二項の規定により法の規定に

よるものとみなされた抵当権は、

法の規定による抵当権に優先す

る。

第二項の規定により、なお効力を有

する質権は、法の規定による抵

当権に優先する。

第八條 登記税法（明治二十九年法

律第二十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第三條ノ五の次に次の一條を加

える。

第三條ノ六 自動車ノ抵当権ニ関

する旨の登記を受けたときは、法の規定による抵当権に優先する。

第一抵当権ノ取得

二 債権金額 千分ノ三

二 抹消シタル登録ノ回復

二 自動車每一両 金十五円

三 登録ノ更正、変更又ハ抹消

（担保附社債信託法の改正）

三 当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡証明書等)

第三十三條 自動車を譲渡する者は、左に掲げる事項を記載した譲渡證明書及び新規登録用謄本(まつ消登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

一 譲渡の年月日

二 車名、型式及び形状

三 車台番号及び原動機番号

四 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

2 前項の譲渡證明書は、譲渡に係る自動車一両につき、二通以上交付してはならない。

3 自動車を譲渡する者は、当該自動車に関して既に交付を受けている第一項の譲渡證明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならない。

(臨時運行の許可)

第三十四條 自動車は、臨時運行の許可を受けたものである場合には、第四條の規定にかかわらず、これを次條第五項の目的及び経路に限り、運行の用に供することができる。

2 前項の臨時運行の許可是、陸運局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次條において同じ。)が行う。

(許可基準等)
第三十五條 前條の臨時運行の許可是、当該自動車の試運転を行う場合、第七條第一項及び第五十九條

第一項の呈示のための回送を行つ場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。
附して行う。

2 臨時運行の許可是、有効期間を附して行う。

3 前項の有効期間は、五日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸與しなければならない。

5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。

6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

(臨時運行許可番号標表示等の義務)

第三十九條 自動車登録原簿の記載、登録の更正に関する事項その他の登録の実施のために必要な事項は、政令で定める。

2 自動車登録番号標、その封印、検認票、譲渡證明書及び臨時運行の許可に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

(第三章 道路運送車両の保安基準)

(自動車の構造)

第四十條 自動車は、その構造が、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 最低地上高

三 車両総重量(車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。)

四 車輪にかかる荷重の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。)に対する割合

(異議の申立て)
第三十七條 本章の規定により陸運局長の行う登録について不服がある者は、当該陸運局長に異議の申立てをすることができる。

(異議の決定)

第三十八條 陸運局長は、前條の異議の申立てについて理由があると認めると、異議に係る登録について更正をし、且つ、その旨を申立人及び自動車登録原簿に記載されている利害関係人に通知しなければならない。

2 陸運局長は、前條の異議の申立てについて理由がないと認めるときは、理由を附した文書でその旨を申立人に通知しなければならない。

3 陸運局長は、こゝ配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第四十條の規定による同條各号についての制限、第四十一條の規定による走行装置、制動装置、燈火装置若しくは警報装置についての制限又は第四十二条の規定による乗車定員若しくは最大積載量についての制限を附加することとする。

4 陸運局長は、前項の行為をするときは、予め運輸大臣の承認を受けなければならない。

(原動機付自転車の保安基準)

第四十四條 原動機付自転車は、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 接地部及び接地圧

三 制動装置

四 燃料装置

五 ばねその他の緩衝装置

六 連絡装置

七 車わく及び車体

八 乗車装置及び物品積載装置

九 前面ガラスその他の窓ガラス

十 消音器その他の騒音防止装置

十一 方向指示器その他の指示装置

十二 煙突、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

十三 前照燈、番号燈、尾燈、制动燈、車幅燈その他の燈火装置

十四 警音器その他の警報装置

十五 方向指示器その他の指示装置

十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他

の計器

十八 消火器その他の防火装置

十九 内圧容器及びその附属装置

二十 その他の政令で定める特に必要な自動車の装置

五 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合

六 最大安定傾斜角度
七 最小回転半径
八 接地部及び接地圧

(自動車の装置)

(自動車の保安上の技術基準についての制限の附加)

第四十三條 陸運局長は、こゝ配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(自動車の保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。)

第四十二條 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、運輸省令は最大積載量について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

第四十一条 自動車は、左の各号に掲げる装置について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 原動機及び動力伝達装置

二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置

三 操縦装置

四 制動装置

五 ばねその他の緩衝装置

六 燃料装置

七 連絡装置

八 乗車装置及び物品積載装置

九 前面ガラスその他の窓ガラス

十 消音器その他の騒音防止装置

十一 方向指示器その他の指示装置

十二 煙突、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

十三 前照燈、番号燈、尾燈、制动燈、車幅燈その他の燈火装置

十四 警音器その他の警報装置

十五 方向指示器その他の指示装置

十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置

十七 速度計、走行距離計その他

の計器

十八 消火器その他の防火装置

十九 内圧容器及びその附属装置

二十 その他の政令で定める特に必要な自動車の装置

(乗車定員又は最大積載量)

(乗車定員又は最大積載量)

第四十五条 軽車両は、左に掲げる

事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 長さ、幅及び高さ

二 接地部及び接地圧

三 制動装置

四 車体

五 警告器

(保安上の技術基準の原則)

第四十六條 第四十條から第四十二條まで、第四十四條及び前條の規定による保安上の技術基準(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び裝置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を與えないことを確保するものでなければならず、且つ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用者について不当な制限を課すこととなるものであつてはならない。

(仕業点検)

第四十七條 自動車を運行する者は、一日一回、その運行の開始前ににおいて、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(整備勧告)

第四十八條 運輸大臣は、自動車の使用者に対し、運輸省令で定める技術上の基準に従い整備をすべきことを勧告することができる。

(自動車整備記録簿)

第四十九條 乗車定員十一人以上の自動車を十両以上使用する者又は自動車運送事業者は、乗車定員十

一人以上の自動車又は事業の用に供する自動車について分解整備(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取りはずして行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。)をしたときは、左の各号に掲げる事項を自動車整備記録簿に記載しなければならない。

一 分解整備を完了した年月日
二 分解整備の概要
三 第七十八条の自動車分解整備
事業者が分解整備の工事をした場合にあつては、その氏名又は名称及び住所

(整備管理者の選任)

第五十条 乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、自動車の使用者の本拠ごとに、乗車定員十人以下の自動車を使用する自動車運送事業者にあつては、五両以上の自動車の使用の本拠ごとに、その他の自動車の使用者は、十両以上の自動車を使用する自動車運送事業者の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者(以下「大型自動車使用者等」という。)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を與えなければならない。

(整備管理者の資格)
第五十一条 左の各号の一に該当する者でなければ、前條の整備管理者となることができない。

一 自動車の分解整備に関する年以上実務の経験を有する者
二 第五十五条の規定による自動車整備士技能検定のうち運輸省令で定める種類に合格した者
三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号))による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下單に「大学」という。において、機械に関する学科を修得した者であつて、一年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの

四 学校教育法による高等学校(旧中等学校令昭和十八年勅令第三十六号)による工業学校を含む、以下單に「高等学校」という。において、機械に関する学科を修得した者であつて、三年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの

五 第五十三条による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者は、整備管理者となることができない。

(選任届)

第六十二条 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、整備の向上を図るために、申請により、自動車整備士の技能検定を行う。

(自動車整備士の技能検定)

第六十三条 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るため、申請により、自動車整備士の技能検定を行ふ。

(新規検査の申請)

第六十四条 前條の検査を受けようとする者は、陸運局長に対し、左の各号に掲げる事項を記載した申

請書を提出し、且つ、当該自動車を呈示しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項

二 乗車定員又は最大積載量

三 申請者の氏名又は名称及び住所

四 登録自動車にあつては、自動車登録番号

違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

(整備命令)

第五十四条 陸運局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にありときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなおそれなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な最小限度の整備を命ずることができ。

(原動機付自転車等の整備命令)

第五十七条 第五十四条の規定は、原動機付自転車及び旅客軽車両(軽車両運送事業者が旅客の運送の用に供する軽車両をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、「陸運局長」とあるのは「都知事(特別区の区域に限る。又は市町村長)と読み替えるものとする。

(原動機付自転車等の整備命令)

第五章 道路運送車両の検査

2 陸運局長は、自動車の使用者が、当該自動車の使用を停止し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限することができ

る。

3 陸運局長は、前項の処分に係る

自動車が保安基準に適合するに至ったときは、直ちに同項の処分を

基準に適合しない状態にあるとき

は、当該自動車の使用を停止し、

又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限することができ

る。

2 陸運局長は、前項の処分に係る

自動車が保安基準に適合するに至

ったときは、直ちに同項の処分を

取扱消さなければならぬ。

(自動車整備士の技能検定)

第六十五条 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るために、申請によ

り、自動車整備士の技能検定を行ふ。

(新規検査の申請)

第六十六条 自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長の行う検査を受け、自動車検査証の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。但し、第三十四条に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

第六十七条 前項の技能検定は、申請者が保

安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行う。

(解任命令)

第五十三条 陸運局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基く処分に

第五十六条 運輸大臣は、自動車の使用者に対し、その用に供する自動車車庫に關し、運輸省令で定めた技術上の基準によるべきことを勸告することができる。

(原動機付自転車等の整備命令)

第五十七条 第五十四条の規定は、原動機付自転車及び旅客軽車両(軽車両運送事業者が旅客の運送の用に供する軽車両をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、「陸運局長」とあるのは「都知事(特別区の区域に限る。又は市町村長)と読み替えるものとする。

(原動機付自転車等の整備命令)

第五章 道路運送車両の検査

2 陸運局長は、前項の処分に係る

自動車が保安基準に適合するに至

ったときは、直ちに同項の処分を

取扱消さなければならぬ。

(自動車整備士の技能�定)

第六十五条 運輸大臣は、自動車の整備の向上を図るために、申請によ

り、自動車整備士の技能検定を行ふ。

(新規検査の申請)

第六十六条 自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長の行う検査を受け、自動車検査証の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。但し、第三十四条に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

第六十七条 前項の技能検定は、申請者が保

安基準その他の自動車の整備に関する知識及び技能を有するかどうかを学科試験及び実技試験により

判定することによって行う。

(新規検査の申請)

第六十八条 自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長の行う検査を受け、自動車検査証の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。但し、第三十四条に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

第六十九条 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者(以下「大型自動車使用者等」という。)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を與えなければならない。

(整備管理者の資格)

第七十条 左の各号の一に該当する者でなければ、前條の整備管理者となることができない。

一 自動車の分解整備に関する年以上実務の経験を有する者
二 第五十五条の規定による自動車整備士技能検定のうち運輸省令で定める種類に合格した者
三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号))による大学を含む。以下單に「大学」という。において、機械に関する学科を修得した者であつて、一年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの
四 学校教育法による高等学校(旧中等学校令昭和十八年勅令第三十六号)による工業学校を含む、以下單に「高等学校」という。において、機械に関する学科を修得した者であつて、三年以上自動車の分解整備に関する実務の経験を有するもの

を附した文書をもつて、当該自動車検査証の返納を命ずることがで

きる。

2 左の各号の一に該当する者は、

運輸局長に返納しなければならぬ。

一 第五十四条第二項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者

二 無効な自動車検査証を所持す

3 運輸局長は、前二項の規定により自動車検査証の返納があつたときは、当該自動車登録原簿に使用停止の旨を表示しなければならない。

4 運輸局長は、第一項の規定による返納の命令に係る自動車が保安基準に適合するに至つたとき、又は第五十四条第三項の規定により使用の停止の取消をしたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

5 運輸局長は、前項の規定により自動車検査証の返付をしたとき、又は当該自動車の使用者が有効な自動車検査証を有するに至つたときは、第三項の表示をまつ消しなければならない。

6 第六十三条及び第六十四条の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、同條第二項中「前二項」であるのは「第六十三条第三項」とあるのは「第六十三条第四項」と読み替える。

7 第六十七条の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について准用する。この場合において、同條第一項又は第六十三条第三項又は第七十一条第四項」と読み替える。

8 第六十九条第一項及び第二項第一号から第五号まで」と読み替える。

9 第六十九条第一項及び第二項第二号の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と「使用者の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替える。

10 第六十一条第一項の規定は、原動機付自転車検査証について準用する。

11 前條の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。

12 第二十四條第二項の規定は、自動車検査官に準用する。

13 第七十五条運輸大臣は、自動車の安全性の増進を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

14 前項の指定は、申請に係る自動車が保安基準に適合し、且つ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによって行う。

15 第二項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車を譲渡する場合において、当該自動車が保安基準に適合しているか

位置を定めて申請したときは、そ

の者に対し、第六十条各号に掲げ

る事項を記載した自動車検査証を

交付しなければならない。

2 前項の自動車検査証の交付は、第五十八条の規定により検査をしてなした自動車検査証の交付とみなす。

3 第五十九条第一項の規定は、第一項の検査を受けようとする者に準用する。この場合において、第六号から第六号まで」とあるのは「第三号から第五号まで」と読み替える。

4 第五十九条第一項第一号中「第三号から第六号まで」とあるのは「第三号から第五号まで」と読み替える。

5 第六十九条第一項及び第二項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十九号及び第二十号に掲げる事項、当該自動車の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車の所在する位置を記載した自動車予備検査証を申請者に交付しなければならない。

6 第六十一条第一項の規定は、原動機付自転車検査証及び旅客軽車検査証について準用する。

7 第七十四条運輸大臣は、運輸省の職員のうちから自動車検査官を任命し、本章に規定する自動車検査手続、第七十三條第一項の検査の手続、原動機付自転車検査証及び旅客軽車検査証の記載事項及び返納に関する事項、前條第三項の検査の基準、同項の完成検査終了手續、第五十四条の規定による処分及び第五十四条の規定による処分に関する事務につき、陸運局長を

備検査証の記載事項について変更があつた場合に準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と「使用者の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替えて、第六十八条の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と「使用者の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替えて、「使用者」とあるのは「所有者」と「使用者の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替える。

8 第六十九条第一項及び第二項第一号から第五号まで」と読み替える。

9 第六十九条第一項及び第二項第二号の規定は、自動車予備検査証の交付に係る自動車について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と「使用者の本拠の位置」とあるのは「所在する位置」と読み替える。

10 第六十一条第一項の規定は、原動機付自転車検査証及び旅客軽車検査証について準用する。

11 前條の規定は、自動車予備検査証について準用する。この場合において、「使用者」とあるのは「所有者」と読み替える。

12 第二十四條第二項の規定は、自動車検査官に準用する。

13 第七十五条運輸大臣は、自動車の安全性の増進を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

14 前項の指定は、申請に係る自動車が保安基準に適合し、且つ、均一性を有するものであるかどうかを判定することによって行う。

15 第二項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車を譲渡する場合において、当該自動車が保安基準に適合しているか

(特別区の区域に限る) 又は市町村長の検査を受け、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号の指定を受け、原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証の交付を受けなければならぬ。

4 運輸大臣は、その型式について指定を受けた自動車が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

5 この場合において、運輸大臣は、取消の日までに製作された自動車について取消の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 原動機付自転車又は旅客軽車両は、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を記載した原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号標をその後面の見易い位置に表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

3 運輸大臣は、その型式について指定を受けた自動車が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

4 運輸大臣は、その型式について指定を受けた自動車が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 原動機付自転車又は旅客軽車両は、原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号を記載した原動機付自転車番号又は旅客軽車両番号標をその後面の見易い位置に表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

3 運輸大臣は、その型式について指定を受けた自動車が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

第八十八條 陸運局長は、検査主任者が第九十條の検査を執行した自動車が保安基準に適合していない場合は、自動車分解整備事業者に對し、検査主任者の解任を命ずることができる。

(標識)

第八十九條 自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように、運輸省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

(自動車分解整備事業者の検査)

第九十条 自動車分解整備事業者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

2 自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げなければならない。

(自動車分解整備事業者の検査)

第九十一条 自動車分解整備事業者は、前項の標識を掲げなければならない。

2 自動車分解整備事業者は、前項の標識を掲げなければならない。

2 自動車分解整備事業者は、前項の標識を掲げなければならない。

(保安命令)

第九十二条 陸運局長は、自動車分

解整備事業者の事業場の設備が第

又はこれに類似する標識を掲げて

はならない。

り指定を受けた者

り指定を受けた者

り指定を受けた者

八十條第一項第二号の規定による技術上の基準に適合しないときは、当該自動車分解整備事業者に

対し、その設備を基準に適合させるべきことを命ずることができ

る。

(事業の停止等)

第九十三条 陸運局長は、自動車分解整備事業者が、左の各号の一に該当するときは、三箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

2 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。

2 第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定又は同條第三項の規定により認証に附した條件に違反したとき。

3 第八十條第一項第三号イ、ハ又はニに掲げる者となつたとき。

(自動車整備振興会)

第五十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立される法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進するため、事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の定めるところに従い、左に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならない。

2 前二項の規定は、登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車で、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

2 前二項の規定は、登録自動車であつて軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものの競売について準用する。

2 前二項の規定は、登録自動車で

(保安基準の規定の準用)

第五十九条 第四十條から第四十二條までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であつて他政令で定める保安上特に重要な多數の人員の輸送を行ふものその他の使用について準用する。

2 当該職員は、第一條の目的を達成するため必要があると認められたときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第一百二條 左の表の上欄の者(国を除く。)は、それぞれ、一件につき、同表の下欄の金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第二十九條第二項の規定によ

り、道路運送車両の所有者又は使

用者

一 道路運送車両の所有者又は使

用者

二 自動車登録番号交付代行者

三 第二十九條第二項の規定によ

り、道路運送車両の所有者又は使

用者

四 自動車登録番号交付代行者

五 自動車登録番号交付代行者

六 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

り指定を受けた者

り自動車の型式について指定を受けた者

り自動車分解整備事業者の認定を受けた者

の規定により表示した原動機付自動車番号標とみなす。

第十五條 車両規則第四十六條の規定により旅客軽車両に表示した車両番号標は、法第七十三條の規定により表示した旅客軽車両番号標とみなす。

第十六條 車両規則により交付又は貸與を受けた臨時運転許可証、臨時車両番号標、自動車（原動機付自転車に相当するものを除く。）の車両検査証、車両番号の指定されていない自動車の車両検査証、自動車（原動機付自動車に相当するものに限る。）の車両検査証又は旅客軽車両の車両検査証は、それぞれ、法の規定により交付又は貸與を受けた臨時運行許可証、臨時運行許可番号標、自動車検査証、自動車予備検査証、原動機付自転車検査証又は旅客軽車両検査証とみなす。

第十七條 法施行の際、現に自動車

（原動機付自転車に相当するものを除く。）の車両番号の販売業者としている者は、法第二十五條の規定にかかるらず、法施行の日から六箇月間は、自動車登録番号標交付代行者とみなす。その者がその期間内に法第二十五條の指定を申請した場合において、指定があつた旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までも同様である。

² 法第二十七條第一項及び第四項の規定は、前項の規定により自動車登録番号標交付代行者とみなされた者には、適用しない。

第十八條 法第五十條の規定により整備管理者を選任しなければならぬ者には、適用しない。

この法律は、法施行の日から施行する。

附 則

ない者は、法施行の日から一年間は、法第五十一條第一項各号の一に該当しない者を整備管理者に選任することができる。

第十九條 法施行の際、現に自動車分解整備事業に相当する事業を經營している者は、第七十八條第一項の規定にかかわらず、法施行の日から一年間は、運輸省令で定める種類について、自動車分解整備事業の認証を受けた者とみなす。その者がその期間内に法第七十八條第一項の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日までも同様である。

第二十條 前條の規定により自動車

分解整備事業者とみなされた者は、法施行の日から一年間は、第八十六條第一項各号の一に該当しない者を検査主任者に選任することができる。

第二十一條 第三條の規定により法

の規定による新規登録を受けたものとみなされていた自動車について、昭和二十七年三月三十一日までの間に法の規定による新規登録を申請する者に対しては、法第一百二條の規定による新規登録についての手数料は、徴収しない。

第二十二條 法第十一條第一項の規定による陸運局長の交付及び法第二十二條第一項の規定による陸運局長の購入は、運輸大臣が告示する日までは、これを行わない。